

## 枚方市教育委員会規程第4号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1主任、班長、副班長及び係員（再任用職員に限る。）の属する職制上の段階の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の規定を適用する。